

空き家バンク改修等支援事業補助金

対象要件チェックリスト

改修工事等の着手前に書類提出が必要となります。詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

白河市企画政策課移住定住推進係 TEL:0248-28-5500（直通）

事業種別		改修	清掃
補助対象者	購入者 賃借者	☐ 白河市空家バンク登録物件の購入者又は賃借者	
	所有者	☐ 白河市空家バンク賃貸物件の所有者	
			☐ 白河市空家バンク売買物件の所有者
補助要件 (主なもの)	共通	☐ 居室のほか、生活に必要なトイレ、台所、浴室等を備えていること ☐ 市区町村税の滞納がないこと ☐ 当該空家に所有者が定住しないこと ☐ 暴力団関係者でないこと（同一世帯の方を含む） ☐ 同一内容の補助金の交付を受けていないこと	
	購入者 賃借者	☐ 自ら居住するために購入又は賃借した空き家であること ☐ 購入又は賃借した日から起算して12月以内に補助対象の工事が完了すること ☐ 交付申請年度内に当該空家に定住すること ☐ 当該空家に5年以上定住すること ☐ 賃借者の場合は、事業着手前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること ☐ 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること	
	所有者	☐ 5年以上賃貸し、定住させるための空家であること（賃貸物件の場合）	
			☐ 補助金交付後、売買又は5年以上空家バンクに登録すること（売買物件の清掃費補助を受ける場合）
対象経費		内外装、玄関、居室、トイレ、台所、浴室等を対象とした一般的な改修に要する費用	空き家のハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木剪定、除草に要する費用
対象外経費		調査・設計、増築、住宅部分以外の改修、外構工事、家具家電の購入に要する費用	移動可能な家具家電の清掃、残置物の清掃、住宅部分以外の清掃に要する費用
補助額		対象経費の1/2 上限150万円	対象経費の10/10 上限15万円

空き家バンク改修等支援事業補助金

必要書類等チェックリスト

◎**工事等着手前に提出する書類** ※この時点では交付を確約するものではありません。

事業種別	改修	清掃
提出書類	☐ 着手前届（別記様式） ☐ 所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合） ☐ その他市長が必要と認める書類	
	☐ 改修に係る見積書等の写し （改修費の内訳がわかるもの） ☐ 改修に係る部位を明記した平面図 ☐ 改修等に係る施工前の写真	☐ 清掃に係る見積書等の写し （清掃費の内訳がわかるもの） ☐ 清掃に係る施工前の写真



工事等着手



工事等完了



◎**工事等完了後に提出する書類**

事業種別	改修等	除却等
提出書類	☐ 交付申請書（第1号様式） ☐ 当該空家に転居後の住民票の写し（同一世帯全員分。購入者又は賃借者の場合） ☐ 直近の市区町村税等の納税証明書 ☐ その他市長が必要と認める書類	
	☐ 改修に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し ☐ 改修に係る施工前及び施工後の写真 ☐ 改修を実施した部位を明記した平面図 ☐ 建築基準法による確認済証の写し（確認申請が必要な改修の場合）	☐ 清掃に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し ☐ 清掃に係る施工前及び施工後の写真（ハウスクリーニング等の施工前後の比較が難しい場合は、施工中の写真を添付）



交付決定



交付請求



交付

- ☐ 交付請求書（第7号様式）
- ☐ 通帳の写し等（口座番号・名義等が記載されているもの）



ご相談の際は事前にお電話でご予約いただくとスムーズです。

白河市企画政策課移住定住推進係 TEL:0248-28-5500